

---

令和2年度

---

## 認定鳥獣捕獲等事業者講習会

### 開催・募集要項

---

平成27年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）が施行され、認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。

環境省では、認定基準として、鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者及び捕獲従事者等に修了が義務付けられている「安全管理講習」及び「技能知識講習」に当たる「認定鳥獣捕獲等事業者講習会」を以下のとおり開催します。

なお、講習の受講者は、認定を受ける意向のある鳥獣捕獲等事業者において鳥獣の捕獲等に従事する方、事業管理責任者となる予定の方、今後講習を開催する意向のある鳥獣捕獲等事業者等において講師を務める方を対象とします。

#### ■新型コロナウイルスの感染拡大防止対策

本講習会の開催に当たっては、以下のとおり、感染拡大防止対策を実施します。御理解と御協力をお願い申し上げます。

##### 1. 講習会の参加に当たっての注意点

- ✓ 講習会前一週間の体調管理に十分お気をつけください。
  - ・発熱を伴う症状があった場合には、参加をお控えください。
- ✓ 講習会受付時に検温を実施させていただきます。
  - ・37.5度以上の発熱がみられる方は、参加を御遠慮いただきますので御了承ください。
  - ・発熱が確認されない方であっても、咳などの症状がみられる方については、参加を御遠慮いただくことがありますので御了承ください。
- ✓ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のインストールに御協力をお願いいたします。

##### 2. 講習会場での注意点

- ✓ マスクの着用をお願いします。
  - ・質問等、必要な場合を除き、受講中はマスクの着用をお願いします。
- ✓ ソーシャルディスタンスを保つようお願いします。
- ✓ こまめな手指消毒に御協力をお願いします。

■開催日程・場所

開催日程	申込締切日	開催地
令和3年 1月30日(土)～ 1月31日(日)	令和2年 12月24日 (木)	〒130-8606 東京都墨田区江東橋3-3-7 一般財団法人自然環境研究センター 7階 会議室

■開催時間・内容(予定)

日程	時間	内容
1月30日(土)	9:30～9:50	受付
	9:50～10:00	開講式
	10:00～16:30	技能知識講習 ①科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理 ②鳥獣の保護又は管理に関連する法令 ③認定鳥獣捕獲等事業者制度 ④鳥獣捕獲等事業における捕獲手法
	16:30～17:00	講義実施にあたる注意事項 ※希望者のみ
1月31日(日)	9:30～9:50	受付
	9:50～10:00	諸連絡
	10:00～16:10	安全管理講習 ①鳥獣捕獲等事業の工程管理 ②鳥獣捕獲等事業における安全確保
	16:10～16:40	習熟度確認テスト
	16:40～16:50	閉講式

■参加費用

無料

■受講者の要件

受講者は、以下の方を対象とします。

- ①認定を受ける意向のある鳥獣捕獲等事業者において鳥獣の捕獲等に従事する方
- ②事業管理責任者となる予定の方
- ③今後、講習を開催する意向のある鳥獣捕獲等事業者等において講師を務める方

また、参加要件は、以下のとおりです。

- ✓ 全カリキュラムに参加すること。
- ✓ 狩猟免許を所持していること。

## ■申込方法

募集要項を御確認の上、別紙「参加申込書」に必要事項を御記入の上、電子メール又はファックスで講習会事務局にお申し込みください。ファックスでは、文字が小さいと読みとれない場合がありますので、楷書で丁寧に御記入ください。

なお、申し込みを受け付けた時点で事務局から法人担当者へ連絡します。連絡がない場合、何らかの理由で参加申込書が事務局に届いていない可能性がありますので、下記事務局にお問い合わせください。

### 【講習会事務局連絡先】

一般財団法人自然環境研究センター 担当：湯瀬・鈴木

TEL：03-6659-5550 FAX：03-6659-6335 E-mail：nintei2020@jwrc.or.jp

## ■注意事項

- ✓ 今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、本講習会の開催を中止する場合があります。
- ✓ 2日間の全カリキュラムを受講された方には修了証を発行します。修了証に住所、氏名、生年月日を記載するため、申込書の個人情報には正確に御記入ください。
- ✓ 本講習会の定員は25名です。申し込み多数の場合は、受講者を抽選させていただきますので御了承ください。
- ✓ 多くの団体の方に受講いただくため、1団体あたりの受講者数は、最大5名までとします。
- ✓ 多くの方に受講いただくため、これまでに環境省が主催した認定鳥獣捕獲等事業者講習会を受講された方の受講は御遠慮ください。一度受講された方で再度講習会に参加されたい方は、必ず事務局まで御相談ください。
- ✓ 認定を受けるための講習は、環境省主催の本講習を受講しなくとも、各事業者等において環境省が作成した実施要領やテキストに従って従事者に講習を実施しても構いません。
- ✓ 「講習実施にあたっての注意事項」は、講習の進め方等の説明をするものであり、講師になるために受講を義務付けるものではありません。
- ✓ 講習会の内容とは関係のない発言、講習会の進行を妨げる行為等があった場合は退席いただく場合があります。その際には、修了証は発行できかねますので、御承知おきください。